

新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営マニュアル(保存版)

第四版試行案からの主要な改正内容（改正部分表示：赤太文字）

- ・濃厚接触者に係る修正・・・・・・・・・・・・・・・・ p9、21
- ・マスク着用に係る修正・・・・・・・・・・・・・・・・ p1、8
- ・避難所内の生活環境に係る修正・・・・・・・・ p1、7、9
- ・感染症対策下での避難所等ごとの収容可能人数に係る修正・・・・ p13
- ・健康チェックシートに係る修正・・・・・・・・ p21



植松集会所

令和 6年 4月
名 取 市

目 次

共通編

はじめに	1
指定避難所と指定緊急避難場所の違いについて	1
新型コロナウイルス感染症に伴う避難所開設・運営に関する考え方について	1
第1 事前の対策	2
第2 避難所の開設	2
第3 避難所の運営	9
第4 LINEWORKS（ラインワークス）を活用した連絡体制	11

植松集会所編

第1 植松集会所の状況	12
第2 避難所の開設	12
第3 避難所の運営	13
別紙第1「避難所レイアウト（植松集会所）」	15
別紙第2「発熱等避難者用個室レイアウト」	16

資料編

資料1「指定避難所、指定緊急避難場所一覧」	17
資料2「健康チェックシート」	21
資料3「発熱等避難者用個室（市内全域）」	22
資料4「避難者名簿」	24
資料5「今のうちに、自宅が安全かどうかを確認しましょう！」	25
資料6「体調チェック表」	26

別 添

「災害時職員行動マニュアル」

共 通 編

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられ、日常的な感染対策については個人や事業者の主体的な判断にゆだねられることになりました。

しかしながら、本感染症は依然として感染力が強く、高齢者や基礎疾患がある方は重症化しやすい特徴があります。避難所には多様な方が避難してくることから、感染拡大を防ぐため、引き続き感染症対策を行うことが求められます。

名取市では、県が取りまとめた「避難所運営ガイドライン（令和5年11月改定）」をもとに避難所ごとの運営マニュアル（以下「本マニュアル」という。）を作成しました。

「本マニュアル」は、①市職員の行動の準拠として使用、②市民の皆様のご理解を深めて頂く、という二つの目的をもって作成しております。

市民の皆様におかれましても、「本マニュアル」を参考とし、市職員や自主防災組織、又は施設の職員等とともに、円滑な避難所運営のためにご協力をお願いいたします。

指定避難所と指定緊急避難場所の違いについて



（１）指定避難所とは（災害対策基本法第49条の7）

災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

（２）指定緊急避難場所とは（災害対策基本法第49条の4）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための避難場所
資料1「指定避難所、指定緊急避難場所一覧」を参照する。

新型コロナウイルス感染症に伴う避難所開設・運営に関する考え方について

- （１）密を回避するため、避難所等は可能な限り最大限（数）開設する予定です。
- （２）小中学校や公民館では、発熱等の体調不良者（以下「発熱等避難者」という。）も避難所等で受け入れます。

ただし個室数が少ないなどのため、受け入れられない施設もあることを承知願います。
この際、受け入れ可能な避難所等に移動して頂くか、ホテル等の協力を得て対応します。受け入れ可能な避難所等23箇所については、資料3を参照して下さい。

（３）マスクの着用を推奨します。

また、手指や共用のトイレの消毒、換気などにご協力願います。

（４）個人又は家族ごとに1～2mの間隔や、通路の確保に努めて下さい。

第1 事前の対策

市民の皆様へ



(1) 市民の皆様への周知について

- ・避難が必要な方とは危険な場所にいる方です。安全な場所にいる方は、避難指示などが発令された地域内であっても避難する必要はありません。
- ・名取市ハザードマップ（2022年発行）などにより、まずは市民の皆様自ら、自宅及び周辺の災害による危険性を把握し、自宅で安全が確保できる場合には、2階への垂直避難なども検討して下さい。

資料5「今のうちに、自宅が安全かどうかを確認しましょう!」を参照して下さい。

- ・自宅以外でも、安全が確保できる親戚や知人宅への避難も検討してみましょう。
 - ・**避難する際には**、生活必需品、常備薬、食料・水（最低1日分）を携行して下さい。
- また、マスク、体温計、消毒用アルコールなどの感染症対策物資が不足していますので、自ら携行するなどご協力をお願いします。

(2) 備蓄物資について

- ・市では、避難所ごとに食料や毛布、発電機、トイレ用資機材、投光機、ランタン、多目的テント、パーティションなどを備蓄しています。

また、感染症対策として非接触型体温計やA Iサーマルカメラ、フェイスシールド、マスク、消毒液、衛生用品なども備蓄しております。

第2 避難所の開設

（さあ、ここからが本番！）

(1) 避難所の開設基準について

災害発生時における避難所の開設基準は、名取市地域防災計画において、以下のとおり定められている。

- 市内で震度6弱以上の地震を観測した場合（自動開設）
- 津波注意報・警報・大津波警報が発表された場合（自動開設）
- 洪水や土砂災害などにより避難情報を発令する場合
- その他、災害対策本部長が必要と認める場合

(2) 職員の参集基準について

地震の発生

(津波注意報・警報、大津波警報の発表のない場合)

○ 震度6弱以上 (原則、指定避難所は一斉開設)

災害応急対策に従事することができる全職員は自主参集するものとする。

○ 震度5弱・強

特別警戒本部 (2号配備) に必要な職員 (各部課長の指名する職員であり、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策の実施、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制) は自主参集するものとする。

○ 震度4

警戒配備 (0号配備) に必要な職員 (防災安全課長の指名する職員であり、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策の実施、状況により警戒本部 (1号配備) の設置に移行できる体制) は自主参集するものとする。

津波の発生

○ 開設する指定緊急避難場所一覧

・津波注意報

関上公民館、関上小中学校、関上中央第一団地、関上中央第二団地、下増田公民館、下増田小学校、まなウェルみやぎ、仙台国際空港(株)、サイクルスポーツセンター (サイクルスポーツセンターは、津波注意報が発表された場合、職員を配置しないものとする。)

・津波警報 上記9箇所のほか、増田小学校、増田中学校

(宮城県沖が震源地の場合、津波警報及び大津波警報が解除されるまでの間、増田小学校、増田中学校を除く上記9箇所の避難所等には職員を配置しないものとする。)

・大津波警報 原則、全ての指定緊急避難場所及び指定避難所

(ただし、館腰公民館及び本郷集会所を除く。)

○ 津波注意報

災害対策本部 (3号配備) に必要な職員 (各部課長の指名する職員であり、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策の実施、状況により災害対策本部 (4号配備) の設置に移行できる体制) は自主参集するものとする。

○ 津波警報・大津波警報

災害応急対策に従事することができる全職員は自主参集するものとする。ただし津波到達予想時刻の15分前までには、安全な場所に退避するものとする。

台風、洪水、浸水・土砂災害、河川の氾濫など

○ 大雨警報（浸水、土砂災害）、洪水警報、高潮警報の発表

（警戒配備（0号配備））

防災安全課、土木課、都市計画課、下水道課など、災害に関する情報収集及び連絡活動を行う体制とし自主参集を基準とするものとする。

○ 大雨警報（浸水、土砂災害）、洪水警報、高潮警報が発表され、災害の発生が予想される場合（警戒本部（1号配備））

災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部（2号配備）の設置に移行できる体制とし、呼出しを基準とするものとする。

○ 大雨警報（浸水、土砂災害）、洪水警報、高潮警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合（特別警戒本部（2号配備））

災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部（4号配備）の設置に移行できる体制とし、呼出しを基準とするものとする。

○ 土砂災害警戒情報の発表や、大雨警報（浸水、土砂災害）、洪水警報、高潮警報が発表され、市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合

（災害対策本部（4号配備））

災害応急対策に従事することができる全職員は、自主参集するものとする。

その他

災害対策本部長の指示による。

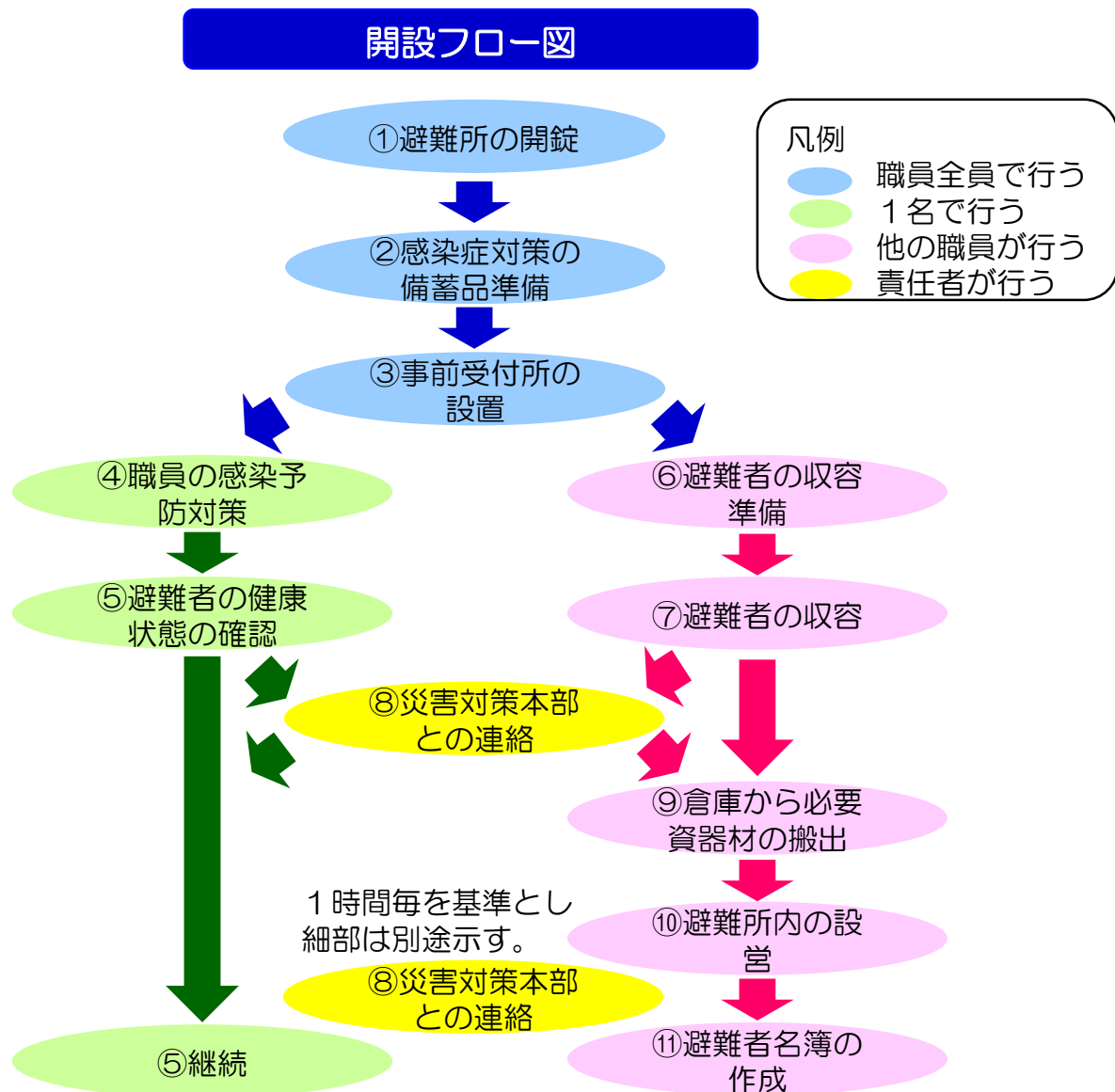
（3）自主参集又は呼出しの時点から、避難所等へ向かうまで

- 職員は、防災安全課に立ち寄り、状況を確認するとともに、施設の鍵（小中学校の体育館と各防災倉庫の鍵等）、必要書類等（避難者名簿、健康チェックシートなど）を受領した後、避難所に向かうものとする。

この際、早期開設の観点から、公民館への配置職員のみ直接向かうものとする。

ただし、浸水、河川の氾濫など、職員が危険を感じる場合には、まず自らの安全を確保した上で、登庁するか、又は避難所に向かうか、上司にその旨を報告し、決して無理をしないものとする。

(4) 避難所等の開設について



① 避難所の開錠

・小・中学校、義務教育学校 15校

⇒ 学校職員が開錠する。

(防災安全課で体育館の予備鍵及び防災倉庫の鍵を受領したうえで、市職員が先に到着した場合には、体育館と防災倉庫の開錠は可能)

ただし、関上小中学校と下増田小学校は、津波災害時など、外階段の昇降口の破壊錠を避難者自ら開錠して屋上に避難することができる。

・公民館8館 (増田、増田西、下増田、名取が丘、館腰、関上、愛島、相互台)

⇒ 公民館職員が開錠する。

ただし、関上公民館と下増田公民館は、津波災害時など、外階段の昇降口の破壊錠を避難者自ら開錠して屋上に避難することができる。

・名取北高校、宮城県農業高校、まなウェルみやぎ、仙台高等専門学校、尚絅学院の5校

⇒ 施設職員又は勤務時間外は警備室等で開錠する。

・民間施設10施設

弘誓寺、(株)フクベイフーズ、ホームセンタームサシ、本郷集会所、植松集会所、愛島台二丁目集会所、愛島台六丁目集会所、関上中央第一団地、関上中央第二団地、サイクルスポーツセンター

⇒ 防災安全課の要請により施設管理者が開錠する。

ただし、関上中央第一団地、同第二団地は、津波災害時など、屋上直下6階の昇降口の破壊錠を避難者自ら開錠して屋上に避難することができる。

また、各集会所については、町内会等、管理者の判断で開錠される場合がある。

・愛島老人憩の家

⇒ 防災安全課から鍵等を受領して、市の職員が開錠する。また、町内会等の判断で開錠される場合がある。

・トラック協会仙南支部、JA学園宮城、市民活動支援センター

⇒ 同施設の勤務時間外は、防災安全課から鍵等を受領して、市の職員が開錠する。

② 感染症対策備蓄品の準備

・防災倉庫のある施設では倉庫から、建物内で保管する施設の場合にはその場所から、非接触型体温計、A Iサーマルカメラ（各学校等20校のみ。）、フェイスシールド、マスク、消毒液、事前受付用テント×1張を搬出する。



③ 事前受付所の設置

・避難者の健康状態を確認し、避難所に収容する前に発熱等避難者の動線を区分するため、避難所入口の外に、テントを設営するなど、事前受付所を設置をする。

しかしながら、大雨や強風など、天候の状況や避難者の状況によっては、渡り廊下の活用など、施設の特性を活用しつつ設置をし、困難な場合には、避難所の入り口等に設置をするものとする。



④ 職員の感染予防対策

- ・市の職員及び協力が得られる場合の施設職員等は、あらかじめマスク、必要に応じフェイスシールド、防護衣、プラスチックグローブを着用し、感染予防対策を行うものとする。



⑤ 避難者の健康状態の確認

- ・職員1名を基準として、AIサーマルカメラ（避難者の混雑解消のために、小中学校など大規模な避難所で使用する。）、非接触型体温計、健康チェックシート（避難者の密集を防止するため、職員から避難者への聞き取り形式で行う。）を活用し、健常者と発熱等避難者を区分する。

資料2「健康チェックシート」を活用すること。

- ・発熱等避難者は、可能な範囲で別の入口を使用し、健常者との動線を区分して、施設管理者等が指定する発熱等避難者の専用個室に誘導する。

この際、トイレなどのほかは部屋から出ないように要請するとともに、専用の消毒液とペーパータオルを準備して、ドア、便座、便器、水洗レバーなど、自ら触れた場所は自ら消毒するよう、あらかじめ要請するものとする。



⑥ 避難者の収容準備

- ・健康状態を把握する職員以外の職員等をもって、健康状態の把握と並行して避難所内の準備を行う。この際、自主防災組織や避難者に対し協力を要請する。

体育館など、広いスペースの場合には、椅子を借用し、密集・密接とならないよう、**1～2m**の間隔で必要数を並べ、避難者が座れるようにする。

（避難者は、避難所に到着するまで、相応の体力を使い心身が疲労しているため。）

- ・テープ等を活用して、**個人又は家族ごとに1～2m**の間隔をとれるよう、床面に表示をする。この際、各人の歩幅や両手を広げた時の長さなどをあらかじめ計測しておくことで、短時間でほぼ正確に表示ができるので、活用を検討されたい。

- ・可能であれば、施設の机、テーブルなどを借用して、避難者名簿が記載できる準備をする。

- ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など）が避難する可能性から、トイレに近いエリアなどは、健常な一般の避難者が使用しないよう、あらかじめ一定程度の広さで表示をし、使用を制限するものとする。

- ・倉庫や、更衣室などの個室がある場合には、授乳、着替えなど多目的に使用できる可能性から、一般の避難者の使用を制限できるよう留意するものとする。

・要配慮者スペース、授乳室、更衣室などに必要な表示については、防災安全課が準備し、同課に立ち寄った際に直接手渡すものとする。ただし、公民館分については既配布済みのものを使用する。



⑦ 避難者の収容

・入り口付近にアルコール消毒液を設置して消毒に努めるとともに、避難者に**マスクの着用を推奨する**。避難者がマスクを携行していない場合には、予備のマスクを配布するものとする。

・発熱等避難者は、前⑤項のとおり、発熱等避難者用個室に**誘導**する。

資料3「発熱等避難者用個室（市内全域）」を参照する。

・要配慮者は、あらかじめ設定するトイレの近くなどの専用スペースに誘導する。

・健常者は、避難の当初は、椅子などを使って休息して頂き、可能であれば避難者名簿に記載して頂くものとする。

・ペットとの同行避難を希望する避難者には、アレルギーやなき声の問題から、避難所の中に入れることは基本的には難しいことを説明する。その上で、避難者同士の話し合いや、施設管理者との協議により対応するものとする。



⑧ 災害対策本部との連絡

・災害対策本部には、1時間ごと（別途指示する。）を基準にラインワークス（p11）により避難者数、要配慮者数（内数）、発熱等避難者数（内数）等を報告する。

ラインワークスにより報告できない場合の予備の手段は、下記※のとおりとする。

※ 通報先 小・中・義務教育学校：学校教育課（直通724-7172、内線5621）、
公民館：生涯学習課（直通724-7174、内線5641）、

その他避難所等：政策企画課（直通724-7144～7145、内線331～336）

ただし、学校教育課及び生涯学習課は、政策企画課に報告するものとする。

・ラインワークスや電話が使用できない場合には、特設公衆電話（設置している公民館や小中学校のみ使用可）や防災行政無線移動系（搭載している公用車や、設置している小・中・義務教育学校及び公民館のみ使用可）を使って報告をするものとする。

・いずれも困難な場合には、給水や輸送担当の職員に伝えるか、メール、SNSなど、あらゆる手段の活用を検討する。この際、1時間程度以上、連絡が取れない場合には、災害対策本部が、必要な措置を講ずるものとする。

⑨ 防災倉庫等から必要資機材の搬出

・テント、パーテーション、毛布、状況により発電機、コードリールや投光機、ラン

タン、トイレ用資機材など、ライフラインの状況に応じて必要な資機材を搬出する。

この際、自主防災組織や、避難者のうち健常者等を中心に支援を頂くことで、スムーズな開設・運営につながるため、協力を頂くよう要請するものとする。



⑩ 避難所内の設営

- ・避難者の状況に応じ、逐次にテントやパーテーションを設置する。

この際、要配慮者の人数や、更衣室、授乳室などの所要の有無が重要であることから、当初から健常者に使用させることは避け、ある程度避難者数が落ち着いた後に、生活の質の向上のため、優先順位などをつけて健常者にも使用して頂くものとする。

⑪ 避難者名簿の作成

- ・避難者名簿に必要事項を記載して頂く。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、**安否確認**や行方不明者の搜索に関する問い合わせなどに対応するため、退去する際には確実に**日時**と行き先を記載して頂くものとする。
- ・避難者名簿には、滞在区画（体育館の右奥、研修室など）についても記載させ、万一、避難所内で**感染が拡大**した場合でも、**事後の対応ができるよう留意**する。

資料4「避難者名簿」を活用すること。

【注意】 上記のとおりを基準とするが、状況に応じ、順序などにこだわらず、今できる最良の行動をとるよう着意するものとする。

第3 避難所の運営

（やっと開設できました。今後は落ち着いて運営します。）

（1）通常の避難場所のレイアウトについて

p15「避難所レイアウト」を参考にする。細部は、状況に応じて対応する。

（2）発熱等避難者の個室のレイアウトについて

p16「発熱等避難者用個室レイアウト」を参考にする。細部は、状況に応じて対応する。

（3）避難所の環境整備について

- ・避難所内は、**個人又は家族ごとに1～2m**の間隔を確保し、人数の増加に応じて、施設管理者と協議の上、可能であれば逐次に他のスペースを使用する。この際、パーテーションや多目的テントを活用し飛沫感染を防止するとともに、密集や密接状態とならないよう留意する。

・避難者の中には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国籍の方などの要配慮者が含まれるため、避難所内の環境を再確認し、場所の移動の要請やテント、パーティション、段ボールベッド（市役所で集中保管）の必要性について検討し、必要事項は、災害対策本部に要求するものとする。

（４）感染症対策の継続について

密を避けたうえで、推奨される感染予防対策

- ・マスクの着用 ・手洗いや手指の消毒 ・30分に一回程度の換気
- ・消毒（手すり、ドアノブ、スイッチ類/トイレの便器、便座、カバー、水栓レバー/洗面所等の共用部分）

- ・全避難者の体調を継続チェック

資料6「体調チェック表」を活用する。



（５）発熱等避難者への対応

・発熱等避難者は、個室に**誘導し、保健師の巡回**や名取市医師会などの協力を得て観察できる体制をとる。

- ・重篤者が発生した場合は、災害対策本部の指示により病院等へ移送する。

この際、救急車、状況によりタクシー等を活用する。

・専用個室への発熱等避難者の受け入れ数は、1名を基準とし、個室の面積や、多目的テントの数などに応じて判断する。細部は、「避難所別編」を参照する。

・発熱等避難者が収容可能人数を超えた場合、災害対策本部に報告し指示を受けるものとする。近隣の受け入れ可能な避難所等、又はホテル等に移動させるものとする。

・発熱等避難者には、定期的な検温を促すとともに、トイレ使用時などのほか、室外に出ないように要請する。また、トイレ使用時には、触れた場所などを自ら消毒するよう要請するものとする。

・発熱等避難者が使用した個室等は、退去後、保健所又は保健センターなどの助言を受けつつ、市の責任において必要な処置（消毒等）を行うものとする。

・個室の満室状況や周囲の冠水のため、やむなく車中に避難する発熱等避難者などが発生した場合には、エコノミークラス症候群（肺血栓塞栓症：脚（主にふくらはぎ）の静脈内に血の塊（血栓）ができ、その血栓が血流にのり、肺動脈や肺に流れ、息切れ、胸や背中への痛み、さらには血圧も低下する。）予防のため、軽い運動や、こまめな水分補給等の必要性について助言をするものとする。

この際、左右の足の太さが違う等の兆候に注意する。

また、熱中症予防のため、車のエアコンをつけて適度な温度を保つこと、水分補給をすることについても助言をするものとする。

(6) 配置職員の感染防止について

- ・熱中症に注意しつつ、避難者と接する場合には、マスク、必要に応じフェイスシールドを着用する。また、発熱等避難者と接する場合には、防護衣やプラスチックグローブを着用するものとする。
- ・自ら、定期的に検温をする。
- ・心身の不調を感じた場合には、直ちに所属長などに報告し、所要の指示を受けるものとする。無理をしないよう留意するとともに、職員から避難者への感染を防止する観点からも、自愛に努めるものとする。



(7) その他

避難所等の運営が中・長期となる場合には、「災害時職員行動マニュアル」（青本）を参考に、避難所の運営に取り組むものとする。

別添「災害時職員行動マニュアル」を参照する。

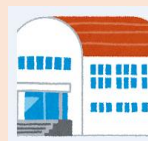
第4 LINEWORKS（ラインワークス）を活用した連絡体制

- ・避難所配置職員との連絡のためビジネスチャットアプリ【LINEWORKS（ラインワークス）】を活用した連絡体制を令和5年3月1日より運用しています。
- ・LINEWORKS（ラインワークス）は、災害時に避難所配置職員等が災害対策本部や担当課とスムーズな情報共有、連絡体制等を実現するために導入したアプリです。

・LINEWORKS（ラインワークス）活用の具体例

○ チャット（トーク）機能

⇒グループトーク、個別トークで情報共有等



避難者男性
1名...

○ アンケート機能

⇒①災害時に送られる避難所状況報告用アンケートで避難所の状況を入力し報告

⇒②報告された各避難所の情報は一覧にして出力し災対本部会議資料として活用

○ 掲示板機能

⇒災対本部のクロノロジー（情報を時系列に並べたもの）を掲示板で情報共有

○ 無料通話機能

⇒アカウント間で無料通話を活用した情報共有等



〇〇避難所は避難者5名、
その内、要配慮者は...

★LINEWORKS（ラインワークス）のアカウントID、説明用資料、操作手順等は名取市職員ポータル[※]の防災安全課掲示板に掲示しております。

※ ラインワークスはあくまで法人向けのアプリであり、個人用のラインアカウントを使用する事は無く、基本的に個人情報漏洩する事はありません。

指定緊急避難場所

植松集会所編

第1 植松集会所の状況

○ 指定避難所と指定緊急避難場所について

- ・植松集会所は、風水害（浸水、洪水、土砂災害）時の指定緊急避難場所（危険から逃れるための避難場所）である。

○ 発熱等避難者の受け入れについて

- ・植松集会所は、2階のみを使用するため個室が確保できないことから、発熱等避難者の受け入れは原則として困難な状況である。
- ・発熱等避難者が避難してきた場合には、災害対策本部の指示により、不二が丘小学校、又はホテル等に移動させる。
- ・発熱等避難者が避難してきた場合で、周辺の冠水状況などから、移動させることが危険であると判断される場合には、2階集会室の東端など、スペースを確保して対応するものとする。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に使用する備蓄品について

- ・主に避難者用として非接触型体温計、マスクの他、手指用消毒液、物品消毒剤などを備蓄しており、これを活用して感染を予防する。
- ・避難者に直接対応する職員用として、マスク、フェイスシールド、防護衣、プラスチックグローブなどを備蓄しており、これをもって職員の感染を予防する。

第2 避難所の開設

① 避難所の開錠

施設管理者又は鍵保管者が開錠する。開錠の要請は防災安全課が行う。
また、市の要請以前に、施設管理者の判断により開錠される場合がある。

② 感染症対策備蓄品の準備

市役所から携行する、非接触型体温計、フェイスシールド、マスク、消毒液をもって準備をする。時間に余裕がある場合には、植松四丁目市有地の防災倉庫からマスク、手指用消毒液、物品消毒剤、プラスチックグローブなどを搬出して準備をする。

③ 事前受付所の設置

事前受付所は、1階玄関付近の適宜の場所を活用して設置をする。

④ 職員の感染予防対策

マスク、必要に応じフェイスシールド、防護衣、プラスチックグローブを着用する。

⑤ 避難者の健康状態の確認

- ・職員1名を基準として、非接触型体温計、健康チェックシートを活用し、職員から避難者への聞き取り形式で確認し、健常者と発熱等避難者を区分する。

資料2「健康チェックシート」を活用する。

- ・発熱等避難者を、やむをえず収容すべき状況になった場合には、健常者との動線の区分に留意し、集会所東側の屋外階段を使用して、2階集会室の東端を使用する等の処置をするものとする。

この際、トイレなどのほかは動き回らないよう要請するとともに、自ら触れた場所は自ら消毒するよう、あらかじめ要請する。

⑥ 避難者の収容準備

- ・事前受付所の職員以外の1名をもって、避難所内の準備をする。

「市共通編」第2項 第4号 ⑥を参照する。

⑦ 避難者の収容

- ・収容可能人数は、資料1「指定避難所、指定緊急避難場所一覧」を参照する。
- ・共通編 第2 第7号を参照

⑧ 災害対策本部との連絡

- ・災害対策本部には、1時間ごと（別途指示による。）を基準に、ラインワークスにより避難者数、要配慮者数（内数）、発熱等避難者数（内数）などを報告する（ラインワークス使用不能時の通報先：政策企画課（内線331～336））。電話など使用できない場合には、集会所西側の公衆電話、館腰公民館の特設公衆電話や防災行政無線（移動系）、車載の防災行政無線（移動系）（搭載している公用車のみ）、メール、SNSの活用など、あらゆる手段の活用を検討する。

いずれも困難な場合には、給水や輸送担当の職員に伝える。

この際、1時間程度以上、連絡が取れない場合には、災害対策本部が、必要な措置を講ずるものとする。

⑨ 防災倉庫等から必要資機材の搬出

- ・避難所の準備と並行し、自主防災組織や、避難者のうち健常者などの支援を頂いて、植松四丁目市有地の防災倉庫から、食料や飲料水、毛布、トイレ用資機材など、ライフラインの状況に応じて必要と判断される物資等を搬出する。

⑩ 避難所内の設営

- ・共通編 第2 第10号参照

⑪ 避難者名簿の作成

- ・共通編 第2 第11号参照

第3 避難所の運営

(1) 通常の避難場所のレイアウトについて

別紙第1「避難所レイアウト（植松集会所）」を参考とする。

(2) 発熱等避難者の個室のレイアウトについて

別紙第2「発熱等避難者用個室レイアウト」を参考とする。

(3) 避難所の環境整備について

- ・ 共通編 第3 第3号を参照

(4) 感染症対策の継続について

三密を避けたうえで、推奨される感染予防対策

- ・ 共通編 第3 第4号を参照

(5) 発熱等避難者への対応

- ・ 共通編 第3 第5号参照

(6) 配置職員の感染防止について

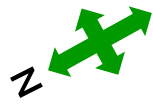
- ・ 共通編 第3 第6号を参照

(7) その他

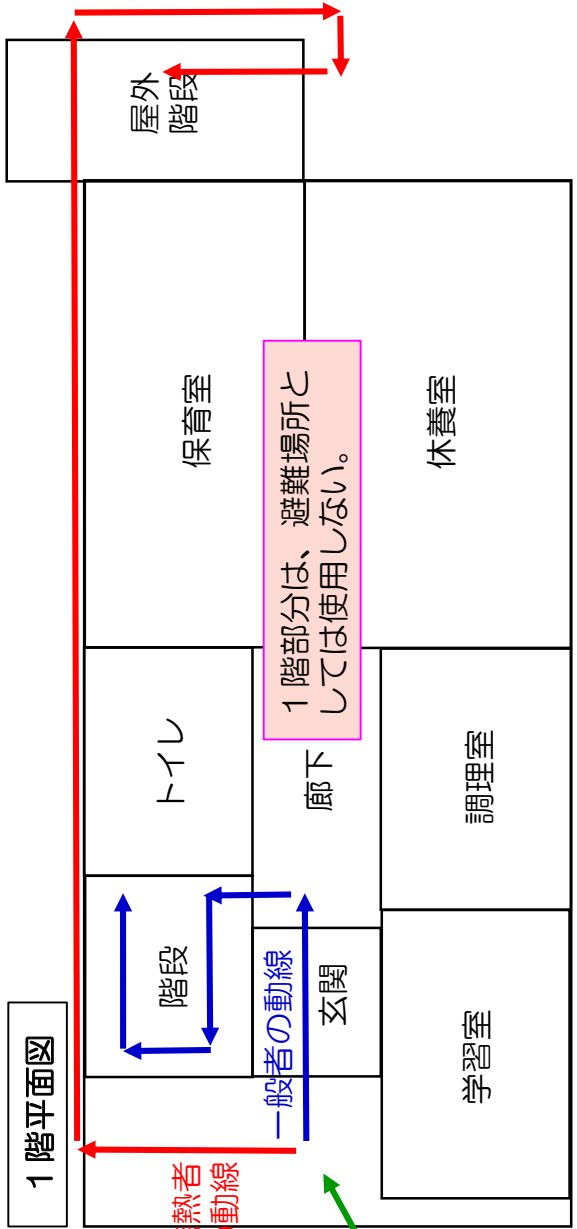
上記のほか、避難所等の運営が中・長期となる場合などは、「災害時職員行動マニュアル」（青本）を参考に、避難所の運営に取り組むこと。

別添「災害時職員行動マニュアル」による。

避難所しैयाウト（植松集会所）



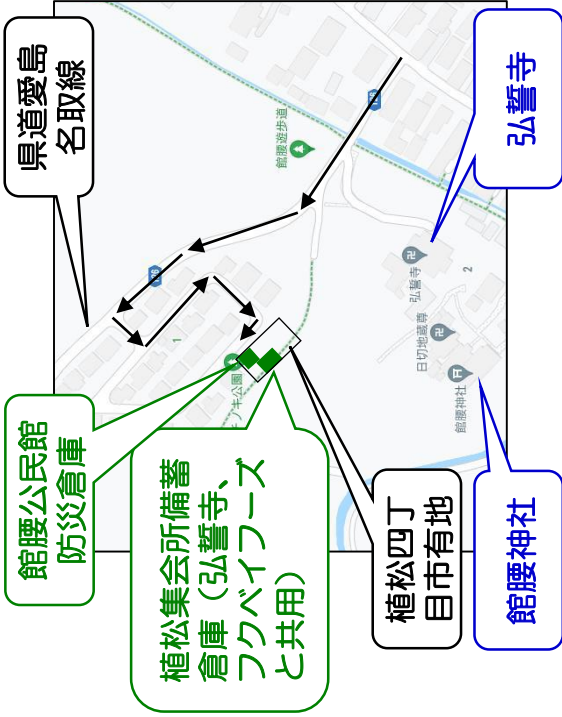
事前受付所



※やむをえず、集会室の一角を、発熱者用スペースとする場合がある。

一般者避難所

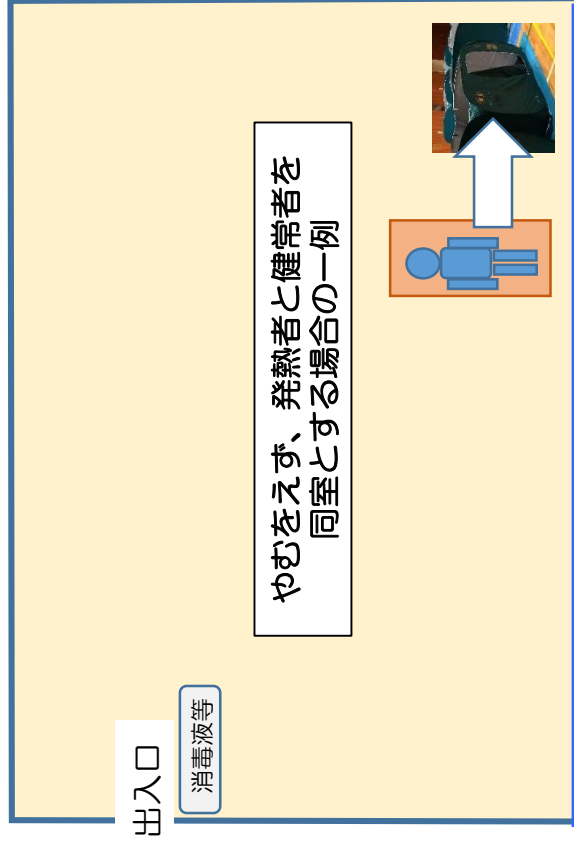
2階平面図



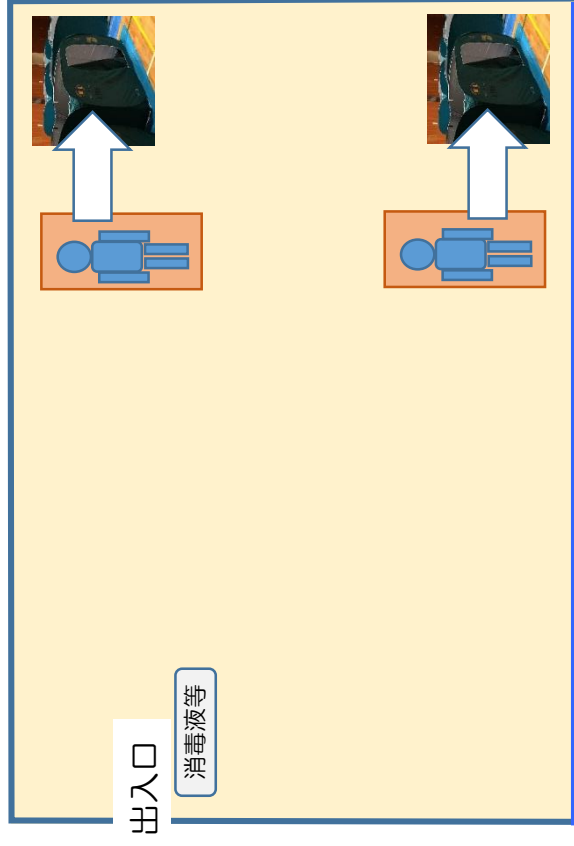
発熱等避難者用個室しィアウト（やむをえない場合のみ）

- 一般の避難者とはゾーン、動線を分ける工夫が必要
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、やむを得ず同室にする場合は、テントで区切ること。
- 人権に配慮して「発熱等避難者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

発熱等避難者が
1名の場合



発熱等避難者が
2名の場合



- ・トイレ等以外、テントからは出ないよう強く要請する。
 - ・トイレ等で、ドアや便器、便座、水洗用レバー、蛇口など、発熱等避難者が触れた場所は、自ら消毒するよう要請する。
- ※ 全てを実施することが望ましいが、災害時には種々の制約が想定されるため、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

資料編

指定避難所、指定緊急避難場所一覧

1 名取市指定避難所 29カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※) 大津波時	
1	増田公民館	増田四丁目7-30	公民館	538㎡	134人	269人	
2	増田小学校	増田三丁目9-20	学校	8,626㎡	1,100人	4,000人	風水害時は、体育館と1階を除く
3	増田中学校	増田字柳田230	学校	7,817㎡	1,000人	4,000人	
4	名取北高等学校	増田字柳田103	学校	13,887㎡	1,700人	9,300人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根265-1	公民館	903㎡	230人	451人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根330	学校	6,331㎡	800人	3,400人	
7	第一中学校	小山一丁目8-1	学校	8,922㎡	1,100人	6,600人	
8	名取が丘公民館	名取が丘三丁目5-3	公民館	932㎡	230人	466人	
9	不二が丘小学校	名取が丘六丁目11-1	学校	2,070㎡	517人	1,035人	体育館を除く
10	関上公民館	関上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人 (※) 135人	大津波警報発表時は屋上のみ
11	関上小中学校	関上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※) 793人	体育館と1階を除く（大津波警報発表時は体育館と2階以下を除く）
12	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
13	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
14	館腰公民館	植松三丁目9-5	公民館	580㎡	150人	290人 (※) 0人	風水害時及び大津波警報発表時は使用しない
15	館腰小学校	植松一丁目2-17	学校	880㎡	220人	440人	体育館と1階及び西側除く
16	本郷集会所	本郷字矢口84	その他	311㎡	53人	107人 (※) 0人	大津波警報発表時は使用しない
17	㈱フクベイツ	堀内字北竹210	その他	1,831㎡	50人	80人	
18	愛島公民館	愛島笠島字上平27	公民館	1,295㎡	220人	440人	
19	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神34	学校	5,222㎡	1,300人	2,600人	風水害時は、体育館と1階を除く
20	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢4-2	その他	305㎡	50人	100人	
21	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山48	学校	1,600㎡	400人	800人	東側通路を使用制限
22	高館小学校	高館吉田字長六反117-3	学校	3,896㎡	500人	2,400人	
23	第二中学校	高館吉田字吉合90	学校	7,087㎡	900人	4,200人	
24	県農業高校	高館吉田字吉合66	学校	45,273㎡	770人	22,600人	
25	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目21	学校	2,706㎡	676人	1,353人	体育館を除く
26	みどり台中学校	みどり台一丁目4	学校	8,814㎡	1,100人	3,800人	
27	相互台公民館	相互台一丁目10-3	公民館	999㎡	250人	350人	
28	相互台小学校	相互台一丁目27-1	学校	1,624㎡	406人	812人	体育館を除く
29	那智が丘小学校	那智が丘二丁目1-1	学校	1,324㎡	331人	662人	体育館と南側校舎を除く
	合 計				15,978人	74,578人 (※) 73,616人	

- 注) ○ 食料や水、毛布など、必要な物資等は、原則、各自の備蓄品から準備するものとする。
- 高館・ゆりが丘・那智が丘公民館は、地震、風水害（土砂災害）などの影響から原則使用しない。ただし、次の条件を満たす場合には、避難所の集約先としての使用を検討するものとする。
- ① 危険が去り、現に施設に被害がないこと ② 地区の避難が長期化すること
- ③ 避難者の要望があること ④ 避難者の同意を得ること
- を条件とする。この際、④「同意」の内容は、大雨の予報によっては、更に避難所を移動する可能性があることについての同意とする。
- 名取市文化会館は、指定避難所としての指定はしていないが、大規模災害時には、名取市と指定管理者とで締結した、名取市文化会館の管理運営等に係る基本協定に基づき、避難所の運営にあたる。
- ■で示す施設は、風水害のおそれがある場合の自主避難所として開設予定の施設とし、市が開設を決定した後に市民に周知をする。
- 避難所の収容人数は原則として活用可能な床面積を1人当たり4平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は原則として活用可能な敷地面積を1人当たり2平米で除して算出している。
- 市内で震度6弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。（※但し、大津波警報発表時には館腰公民館、本郷集会所は開設しない。）
- なお、津波の避難場所については、最低限1人当たり1平米以上を確保することが望ましいとされている。（※宮城県津波対策ガイドラインより）
- 避難所の位置については、名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ -」をご覧ください。

2 名取市指定緊急避難場所（津波災害） 閑上、下増田地区のみ9カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	閑上公民館	閑上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人 (※)135人	大津波警報発表時は屋上のみ
2	閑上小中学校	閑上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※)793人	体育館と1階を除く（大津波警報発表時は体育館と2階以下を除く）
3	閑上中央第一団地	閑上中央一丁目22	その他	1,883㎡		941人	
4	閑上中央第二団地	閑上中央二丁目6	その他	1,297㎡		648人	
5	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
6	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
7	まなウェルみやぎ	美田園二丁目1-4	学校	940㎡		470人	
8	仙台空港ビル	下増田字南原	その他	400㎡		200人	
9	サイクルスポーツセンター	閑上字東須賀2-20	その他	430㎡		210人	2階以下を除く
	合 計				1,791人	6,492人 (※)5,927人	

- 注) ○ 避難所の収容人数は原則として活用可能な床面積を1人当たり4平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は原則として活用可能な敷地面積を1人当たり2平米で除して算出している。
- なお、津波の避難場所については、最低限1人当たり1平米以上を確保することが望ましいとされている。（※宮城県津波対策ガイドラインより）
- 緊急避難先として、仙台東部道路に整備された3箇所の緊急避難階段も活用する。
- 避難所の位置については、名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ -」をご覧ください。

3 名取市指定緊急避難場所（風水害（土砂災害含む。）） 41カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	増田公民館	増田四丁目7-30	公民館	538㎡	134人	269人	
2	増田小学校	増田三丁目9-20	学校	2,186㎡	546人	1,092人	体育館と1階を除く
3	増田中学校	増田字柳田230	学校	7,817㎡	1,000人	4,000人	
4	名取北高等学校	増田字柳田103	学校	13,887㎡	1,700人	9,300人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根265-1	公民館	903㎡	230人	451人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根330	学校	6,331㎡	800人	3,400人	
7	第一中学校	小山一丁目8-1	学校	8,922㎡	1,100人	6,600人	
8	市民活動支援センター	大手町五丁目6-1	その他	167㎡		83人	1階を除く
9	名取が丘公民館	名取が丘三丁目5-3	公民館	932㎡	230人	466人	
10	不二が丘小学校	名取が丘六丁目11-1	学校	2,070㎡	517人	1,035人	体育館を除く
11	閑上公民館	閑上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人 (※)135人	大津波警報発表時は屋上のみ
12	閑上小中学校	閑上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人 (※)793人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は2階ものぞく)
13	閑上中央第一団地	閑上中央一丁目22	その他	1,883㎡		941人	
14	閑上中央第二団地	閑上中央二丁目6	その他	1,297㎡		648人	
15	サイクルスポーツセンター	閑上字東須賀2-20	その他	430㎡		210人	2階以下を除く
16	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
17	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
18	まなウェルみやぎ	美田園二丁目1-4	学校	940㎡		470人	
19	館腰小学校	植松一丁目2-17	学校	880㎡	220人	440人	体育館と1階及び西側除く
20	本郷集会所	本郷字矢口84	その他	311㎡	53人	107人 (※)0人	大津波警報発表時は使用しない
21	(株)フクバイフーズ	堀内字北竹210	その他	1,831㎡	50人	80人	
22	弘誓寺	植松四丁目2-66	その他	299㎡		150人	
23	植松集会所	植松三丁目5-8	その他	120㎡		60人	1階を除く
24	トラック協会仙南支部	堀内字南竹188-3	その他	200㎡		100人	
25	愛島公民館	愛島笠島字上平27	公民館	1,295㎡	220人	440人	
26	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神34	学校	2,360㎡	590人	1,180人	体育館と1階を除く
27	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢4-2	その他	305㎡	50人	100人	
28	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山48	学校	1,600㎡	400人	800人	東側通路を使用制限
29	愛島台六丁目集会所	愛島台六丁目14-2	その他	54㎡		27人	
30	愛島台二丁目集会所	愛島台二丁目14-5	その他	54㎡		27人	
31	ホームセンタームサシ名取店	愛島郷一丁目1番地1	その他	950㎡		470人	1階を除く
32	高館小学校	高館吉田字長六反117-3	学校	3,896㎡	500人	2,400人	

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
33	第二中学校	高館吉田字吉合90	学校	7,087㎡	900人	4,200人	
34	県農業高校	高館吉田字吉合66	学校	45,273㎡	770人	22,600人	
35	J A学園宮城	高館川上字南台2-1	その他	1,100㎡		320人	
36	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目21	学校	2,706㎡	676人	1,353人	体育館を除く
37	みどり台中学校	みどり台一丁目4	学校	8,814㎡	1,100人	3,800人	
38	尚絅学院大学	ゆりが丘四丁目10-1	学校	1,497㎡		748人	
39	相互台公民館	相互台一丁目10-3	公民館	999㎡	250人	350人	
40	相互台小学校	相互台一丁目27-1	学校	1,624㎡	406人	812人	体育館を除く
41	那智が丘小学校	那智が丘二丁目1-1	学校	1,324㎡	331人	662人	体育館と南側校舎を除く
	合 計				14,564人	74,254人 (※)73,582人	

4 名取市指定緊急避難場所（風水害時の車両の緊急避難場所） 10カ所

No.	施設名	所在地	区分	開設する際の条件
1	イオンモール(株)イオンモール名取	杜せきのした五丁目3-1	その他	立体駐車場
2	スーパーセンタートライアル名取店	田高字原174番地	その他	屋上駐車場
3	かわまちてらす閑上	閑上一丁目7	その他	地上駐車場
4	(株)ミヤコーバス名取営業所	堀内字北竹62	その他	地上駐車場 最大15台
5	まるたま名取店	植松錦田4-1	その他	立体駐車場
6	ホームセンタームサシ名取店	愛島郷一丁目1番地1	その他	屋上駐車場
7	宮城県トラック協会仙南支部	堀内字南竹188-3	その他	地上駐車場
8	みやぎ生活協同組合岩沼店	岩沼市梶橋2-30	その他	屋上駐車場
9	みやぎ生活協同組合名取西店	手倉田八幡612	その他	屋上駐車場
10	ヨークベニマル名取愛島店	愛の杜一丁目1-1	その他	地上駐車場

<<健康チェックシート>>

避難所配置職員用

症 状		状 態	チェック欄
①	発 熱	37.5℃以上	
②	せ き	せきがひどい (慢性呼吸器疾患患者であっても同様)	
③	のど痛	のどが痛い	
④	だるさ	ひどいだるさ(けんたい感)がある	
⑤	げ り	げりが続いている	
⑥	頭 痛	頭や、かんせつが痛い	
⑦	はな水	はな水がひどい、はなづまりがある	
⑧	コロナ陽性	発症日から5日以内。又は、5日経過後 症状が軽快してから24時間以内	

○ 健常者との区分の要領について

上記①～⑧のうち、一つでもあてはまる場合には、健常者と区分し、別の入り口から発熱等避難者用個室（以下「個室」という。）に移動して頂くこと。

「個室」が全て使用されている場合には、テントを使用して更に区分をする。

○ ⑧コロナ陽性者に該当する者への対応について

上記⑧に該当する者が避難した場合には、「個室」のうち1室を指定して誘導する。「個室」が1室だけの場合には、**⑧の者のみの使用を優先する**。

○ ⑧に該当する者及び発熱等避難者（発熱等の体調不良者）へのお願い

・一度、「個室」に入ったら、トイレなど、必要最小限の他は「個室」から出ないよう要請する。また、トイレに行った後は、便器、便座、水洗用レバー、ドアノブなど自ら消毒するよう要請する。

この際、⑧の者や発熱等避難者専用の消毒液とペーパータオルを準備する。

○ 健康観察

健康観察については、別途、保健師等が巡回する。

○ 災害対策本部等への通報

- ・⑧に該当する者又は発熱等避難者が避難した場合
- ・避難所内の「個室」の収容可能人数を超えた場合

この際、災害対策本部の指示により、最寄の小・中学校、義務教育学校、公民館又はホテル等に、自分で又はタクシー等で移動させるものとする。

発熱等避難者用個室（市内全域）

《 小学校 》

避難所名	個室名	場所	面積	備考
増田小学校	図工室	3階	108m ²	
	音楽室	3階	90m ²	段差有、テント不可
下増田小学校	相談室（北校舎）	2階	30m ²	
	音楽室（北校舎）	3階	150m ²	段差有、テント不可
館腰小学校	特別支援学級（東側）	2階	60m ²	じゅうたん敷き 一般者避難場所を 必要に応じ使用
愛島小学校	図工室 （特別教室棟）	2階	128m ²	体育館から北に2 棟目の校舎
高館小学校	体育館	2階	25m ²	
不二が丘小学校	相談室（西校舎）	1階	60m ²	
増田西小学校	英語室	1階	60m ²	
	中学年少人数教室	1階	60m ²	
ゆりが丘小学校	南校舎学習室	1階	64m ²	防火扉で間仕切
相互台小学校	生活科室	1階	65m ²	トイレなし
	仮設教室	1階	65m ²	〃
那智が丘小学校	イングリッシュルーム	3階	60m ²	校舎東端
	児童会室	3階	60m ²	

上記については、児童数の増減や施設の事情により経年変化する可能性があることから、最新の状況については都度の確認を要する。

《 中学校、義務教育学校 》

避難所名	個室名	場所	面積	備考
増田中学校	武道場	1階	126m ²	オープンスペース
	少人数教室1	1階	50m ²	机・イスあるが オープンスペース
	多目的室	1階	81m ²	
	第一音楽室	3階	120m ²	段差、ピアノあり
第一中学校	第2体育館	1階	600m ²	特別教室は第2体育館でも不足の場合に使用
	特別教室（複数）			
第二中学校	武道場（優先①）	1階	280m ²	オープンスペース
	音楽室（優先②）	4階	138m ²	段差あり
	資料室（優先③）	3階	66m ²	
みどり台中学校	武道場	1階	450m ²	
閑上小中学校	体育館（ミーティングルーム）	2階	47m ²	
	音楽室	3階		大津波警報発表時

上記については、児童、生徒数の増減や施設の事情により経年変化する可能性があることから、最新の状況については都度の確認を要する。

《 公民館 》

避難所名	個室名	場所	面積	備考
増田公民館	研修室3	4階	43m ²	
下増田公民館	会議室	2階	20m ²	
増田西公民館	視聴覚兼会議室	1階	51m ²	
館腰公民館	児童室	1階	34m ²	
愛島公民館	和室	1階	27m ²	
名取が丘公民館	会議室	1階	51m ²	
閑上公民館	研修室（和室）	1階	29m ²	
相互台公民館	研修室（和室）	1階	89m ²	

一連番号 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

避難者名簿

番号	氏名（フリガナ）	年 齢 生年月日	性 別	住 所
		才 S H R . . .	男・女	
	電話番号	避難所内の滞在区画		退去日時と行先
番号	氏名（フリガナ）	年 齢 生年月日	性 別	住 所
		才 S H R . . .	男・女	
	電話番号	避難所内の滞在区画		退去日時と行先
番号	氏名（フリガナ）	年 齢 生年月日	性 別	住 所
		才 S H R . . .	男・女	
	電話番号	避難所内の滞在区画		退去日時と行先
番号	氏名（フリガナ）	年 齢 生年月日	性 別	住 所
		才 S H R . . .	男・女	
	電話番号	避難所内の滞在区画		退去日時と行先

今のうちに、

自宅が安全かどうかを**確認しましょう！****避難行動判定フロー****スタート！****あなたがとるべき避難行動は？**

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは、浸水や土砂災害が発生する恐れの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも、災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地やがけの近くなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に、必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です

例外

※浸水の危険があっても、
 ①洪水により家屋が倒壊または崩落してしまうおそれの高い区域の外側である。
 ②浸水する深さよりも高いところにいる。
 ③浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食料などの備えが十分にある場合には、**自宅にとどまり安全確保することも可能です。**
 土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は、**自宅にとどまり安全確保することも可能です。**

ご自身または一緒に避難する方は、避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

親せきや知人で、安全な場所に住んでおり、身を寄せられる方はいますか？

はい

警戒レベル3がでたら、**安全な親せきや知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう。）

いいえ

警戒レベル3がでたら、市が指定している**避難所等**に避難しましょう。

はい

警戒レベル4がでたら、**安全な親せきや知人宅に避難**しましょう（日頃から相談しておきましょう。）

いいえ

警戒レベル4がでたら、市が指定している**避難所等**に避難しましょう。

《 体調チェック表 》 フリガナ
氏 名

症 状 (一つでもあてはまれば「はい」)	体 温			(月日)	(月日)	(月日)
	朝	昼	夕	朝	昼	夕
	℃	℃	℃	朝	昼	夕
	℃	℃	℃	朝	昼	夕
	℃	℃	℃	朝	昼	夕
いきぐるしさ	いきがあらなくなった。 いきぐるしい。 少し動くと、いきがあがる。 むねのいたみがある。 横になると、いきがでない。 ゼーゼーしている。			はい・いいえ		
みかく きゆうかく	味を感じない。 においを感じない。			はい・いいえ		
せき・たん	せきや、たんがひどい。			はい・いいえ		
全身のだるさ	おきているのがつらいだるさ。			はい・いいえ		
はきけ・おうと	はきけがある、又は、はいている。			はい・いいえ		
げ り	げりが続いている。(1日3回以上)			はい・いいえ		
その他	食いが食べられない。 半日以上、おしっこがでない。 はな水、はなづまり、のどがいたい。 ずつうや、かんせつ・きんにくづう。 けいれんがある。			はい・いいえ (ぐだいてきに)		

[illegible]